

平成29年4月1日から

施設の使用料・窓口の手数料が 一部変わります!

使用料および手数料の料金設定については、統一的な基準がないことから、平成26年2月に策定した「使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、使用料・手数料の見直しを行ってきました。今回の改定内容は次のとおりです。

窓口の手数料



○印鑑登録証の交付手数料・住民基本台帳の閲覧手数料

名 称	改 定 前	改 定 後	備 考
印鑑登録証の新規交付	無 料	300円	印鑑登録証の再交付は500円
住民基本台帳の閲覧	1件 300円 10件以上1冊1時間 3,000円	1件 300円に統一	

問合せ／市民課（内線145）

施設の使用料



体育施設（笠間市民体育館、総合公園など）

【料金改定の主な例】

施 設 名		改 定 前	改 定 後	備 考
笠間市民体育館	競 技 場	2,160円	3,240円	・9時～12時の使用 ※2分の1面等の使用の場合、料金も2分の1等となります
	会 議 室	1,080円	490円	半日の使用(会議室の面積により異なります)
総合公園	野 球 場	4,320円	5,810円	9時～12時の使用
	芝生スポーツ広場	2,460円	3,690円	9時～12時の使用
海洋センタープール	小中学生	100円	150円	9時～12時の使用
	一 般	200円	300円	9時～12時の使用
笠間武道館	一 般	1,290円	700円	9時～12時の使用
	超 過 料	540円	350円	1時間ごとの料金

【減免規定の見直し】

減 免 規 定	改 定 後
笠間市または教育委員会が主催、共催して使用するとき	全額免除で統一
笠間市または教育委員会が後援して使用するとき	半額免除で統一
市内の個人、団体が使用するとき（夜間開放を除く）全額免除	廃 止
市内の小中学校が学校教育活動の一環として使用するとき ※ただし、クラブ活動（部活動を含む）を除きます。	全額免除で統一
市内の高校が学校教育活動の一環として使用するとき ※ただし、クラブ活動（部活動を含む）を除きます。	半額免除で統一
笠間市体育協会加盟団体、笠間市スポーツ少年団が大会等で使用するとき	全額免除

問合せ／スポーツ振興課（内線392）

笠間公民館、友部公民館、岩間公民館

【料金改定の主な例】

施 設 名		改 定 前	改 定 後	備 考
笠間公民館	大ホール	13,880円	20,820円	9時～12時の使用
	会 議 室	1,540円	1,500円	9時～12時の使用
友部公民館	体 育 室	4,620円	6,930円	9時～12時の使用
	相談室・和室	770円	750円	9時～12時の使用
岩間公民館	大会議室	4,620円	3,190円	9時～12時の使用
	会 議 室	770円	750円	9時～12時の使用



【減免規定の見直し】

減免規定	改定後
定期利用団体・市内の社会教育関係団体・市内の社会福祉団体・市内の教育関係機関・笠間市または教育委員会が主催、共催するもの	全額免除
笠間市または教育委員会が後援するもの（追加）	半額免除

問合せ／笠間公民館 TEL 0296-72-2100・友部公民館 TEL 0296-77-7533
岩間公民館 TEL 0299-45-2080

笠間市児童館（一般の使用以外に許可を受けて使用する場合のみ）

【料金改定の内容】

施設名	改定前	改定後
集会室	610円	830円
遊戯室	1,230円	1,210円

問合せ／子ども福祉課（内線162）



笠間の家

【料金改定の主な例】

施設名	改定前	改定後
ギャラリー、創作工房 （1日当たり）	1,020円	1,530円
電気窯（低温焼成）	10,280円	13,400円

問合せ／商工観光課（内線516）



— 使用料・手数料の主な改定内容 —

今回の使用料・手数料の見直しは、受益者負担の原則や、負担の公平性、算定方法の明確化を図る観点から、条例等により料金が定められている83項目の使用料および手数料のうち、法令や国、県の基準により算定している33項目を除いた、50項目の使用料および手数料を対象に見直しを行いました。

料金の算定は、過去3年間の施設の維持管理・運営に係る経費などを原価として、貸出面積や利用者数などにより計算しています。算出した金額を基に、現行料金の1.5倍の金額を上限として改定するもの、施設の諸事情や近隣市町村の料金を考慮して現行料金のままとしたもの、料金の区分を一部廃止するものとした結果、今回は10項目の使用料・手数料を平成29年4月1日から改定します。

なお、基本方針に基づき、今後も5年に一度見直しを行っていきます。

詳細については、各施設の窓口または市役所へお問い合わせください。

【問合せ】（使用料および手数料の見直しに関する基本方針について）行政経営課（内線592）
市ホームページでもご覧になれます。市ホームページ（トップページ⇒「手数料の改定」で検索